

『受講資格証明書』 『官公署発行顔写真付き本人確認証の写し』 貼付用紙

受講資格証明書は、「受講資格・証明書の例」をご覧ください。

例

区分① 石綿作業主任者技能講習修了証の写し

区分⑥ 例えばボイラー据付け歴11年以上の場合は、事業場の責任者が証明する職務内容証明書

区分②～⑤ 必要な学校の卒業証明書と実務経験の職務内容証

『官公署発行顔写真付き本人確認証』とは

氏名、生年月日及び住所を確認できる書類(マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの)で、顔写真付きのもので、官公署が発行したものです。

例えば、次の(1)～(5)の書類(注)が本人確認証となります。

(1) 自動車運転免許証の写し(表裏)

(2) マイナンバーカード(個人番号が記載されていない面)

(3) 労働安全衛生法関係各種免許証の写し(表裏)

(4) 小型船舶運転免許証

(5) 在留カード

(注) 住所の記載がない書類(例: パスポート)の場合は、他に本人の氏名と住所が記載された郵便物等のコピーが必要です。(3)の「労働安全衛生法関係各種免許証の写し」で住所変更した場合も同様です。

(注) 技能講習修了証は本人確認証にはなりません。

※講習内容 講習日程、講習場所、締切状況等については、ホームページの該当ページをご覧ください。

FAX 03-5425-0025